

令和9年度 臨時的任用職員・非常勤講師の登録について

1 対象者

令和9年度に宮古教育事務所管内小中学校へ臨時的任用職員・非常勤講師として勤務を希望する方
〔職種：教諭、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学校事務職員、非常勤講師〕

2 応募資格

- (1) 必要とする教員等免許状を有する者、または取得見込の者（見込者の任用は免許状取得後）
- (2) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に定める欠格条項のいずれにも該当しない者
- (3) こども性暴力防止法（令和6年法律第69号）に定める特定性犯罪の前科がない者
- (4) 心身共に健康で、学校教育に熱意のある者

3 応募期間

令和8年11月11日 ～ 随時

4 提出書類（全てA4サイズ・各1部）

- (1) 臨時的任用職員・非常勤講師登録用紙
- (2) 履歴書〔第2号様式〕（写真貼付、押印）
- (3) 教員等免許状の写し〔両面〕（免許更新をした方はその証明書の写しも提出）
- (4) 公立学校職歴内容報告書 ※非常勤講師のみの希望者は不要
- (5) 欠格事項等申告書
- (6) 登録チェックシート

※ 各種様式は、宮古教育事務所のホームページに掲載しています。

5 提出（登録）方法

(1) 令和8年度 宮古地区で勤務されている先生方

◎ 各勤務校でまとめて、宮古教育事務所へ提出をお願いします。

① 名簿一覧表（別紙様式）

② 提出書類（1）～（6） 【提出期限：令和8年12月11日(金)】

(2) 上記以外で宮古地区での臨時的任用職員・非常勤講師を希望する方（R8.11～随時受付） いずれかの方法で登録してください。

〔方法1〕提出書類（1）～（6）を宮古教育事務所へ直接来所か郵送による提出

〔方法2〕電子申請での登録（履歴書と欠格事項等申告書のみ直接来所か郵送で提出）

※ 郵送する際は封筒に「臨任登録書類在中」と記載してください。

6 留意事項

- (1) 登録の有効期間は令和9年4月1日～令和10年3月31日となります。
- (2) 提出した書類は、任用がなくても返却いたしませんのでご了承ください。
- (3) 新年度の任用内定の連絡は3月上旬から開始予定です。電話等での問い合わせはご遠慮ください。
- (4) 臨時的任用の採用については、採用時に宮古管内に現住所を有することが原則です。
- (5) 臨時的任用の採用内定があっても、諸般の都合（学級減等）により、任用の取り消しや配置校の変更が生じることがありますのでご了承ください。
- (6) 臨時的任用職員の任期には、人事異動通知書で記された期間となります（期間は最長1年間）。
- (7) 宮古教育事務所への新規登録者については面接を行います。面接日程等は後日連絡いたします。

【提出先】

宮古教育事務所 総務班 人事担当

〒906-0012

沖縄県宮古島市平良字西里1125番地

TEL 0980-72-3222



〔電子申請QRコード〕